

令和7年11月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和7年度北塩原村農業委員会総会11月定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年11月20日（木）午後1時30分～2時30分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	欠
〃	—	武 藤 正	出
〃	—	五十嵐 忠 之	欠
〃	—	高 畑 忠 弘	欠
〃	—	佐 藤 周	欠
〃	—	佐 藤 照 明	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、6名中2名が出席した。

4. 欠席委員

農業委員 蓮沼喜久雄委員

推進委員 武藤吉博委員、五十嵐忠之委員、高畑忠弘委員、佐藤周委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

- ・議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- ・議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 その他

- ・農業者年金加入推進活動について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠 藤 久 彦

事務局 係 長 遠 藤 和 広

事務局 副 主 査 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和7年度北塩原村農業委員会定例総会11月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、5番蓮沼喜久雄委員からは欠席する旨の届出がありました。

また、今月は推進委員全員を招集し、推進委員6名中2名に出席頂いております。

なお、推進委員の武藤吉博委員、五十嵐忠之委員、高畑忠弘委員、佐藤周委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、1番 五十嵐大 委員、2番 小椋隆子委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

■議長

議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、1の申請当事者についてですが、

譲受人は、〇〇〇〇さん、大字北山字〇〇〇の方でございます。

続いて譲渡人は〇〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方でございます。

2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、大字北山字〇〇の××番および××番、地目は畑、面積は合計で1,794㎡、利用状況は保全、以上の2筆でございます。

3、転用計画についてですが、転用の目的は農業用施設用地でございます。

事由の詳細といたしまして、譲受人は大塩地区及び関屋地区において農業を行っております。現在、大塩地区にある実家の農業用施設を利用していますが、建物の老朽化や急傾斜地崩壊危険区域に立地しており、降雨により山からの土砂が農業用施設に流れ込む被害が生じていますので、安全で効率的に利用することが出来る場所に新たに農業用施設の建設をいたし申請します、とのことでございます。

続いて転用の時期ですが、県知事許可の日から令和8年9月30日まで。

施設の概要については、まず土地造成の面積が 1,796.14 m²でございます。

続いて、建築物（農業用機械格納庫）の建築面積が 140.45 m²で、所要面積は 461.96 m²となっており、工作物として、駐車場等の所要面積が 1,334.18 m²、合計で 1,796.14 m²でございます。

資金計画については記載のとおりでございます。

4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は所有権。権利の設定・移転の別については、移転でございます。

権利の設定の時期は許可日、権利の存続期間は、永年でございます。

5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、土砂の流出等の災害を防止するための措置としましては、周囲との高低差はほとんど無く土砂流出等の恐れはないが造成の際は十分に転圧を加え注意を払い工事を行うとのことです。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、施設内では水道の利用はなく、汚水・雑排水等はないとのことで、雨水は地下浸透にて処理を行うとのことでした。

周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、隣地境界線より一定距離をあけて建築するとのことです。

地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

4 ページが申請地位置図、5 ページが申請箇所図となりまして、6 ページが土地利用計画図、7 ページが設計図面となりますので各自ご確認願います。

なお、申請地は農振農用地区域内の農地でございましたが、既に用途区分を農地から農業用施設用地に変更手続きを完了しております。

また、転用に当たっての許可基準の 1 つでもあります、立地基準（農地区分）ですが、用途区分を農業用施設用地に変更しておりますので、転用目的が農業用施設であれば、原則許可となりますので問題はありません。

続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、金融機関からの融資証明等が添付されておりまして実現性が見込まれます。

実施計画は明確で、許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると思込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などからも妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。

上記のとおり提出いたします。令和7年11月20日提出、北塩原村農業委員会
星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番 蓮沼喜久雄委員が欠席ですので、調査結果について事務局よりお願いします。

■事務局

蓮沼委員より「許可相当だと判断しました」と伺っております。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

つづいて、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

それでは、議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、8ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は〇〇〇〇さん97歳、下吉字〇〇の方です、譲受人は下吉地区の〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は下吉字〇〇〇の農地1筆、地目は田で、面積は1,713㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は高齢等による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は所有権移転。
権利の設定時期は農業委員会の許可日以降で権利の存続期間は永年。土地の対価は599,550円で350,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、9・10ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年11月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。
以上で、番号1番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、中川博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川博之委員

許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、11ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は〇〇〇〇さん62歳、北山字〇〇〇の方です、譲受人は北山地区の〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は北山字〇〇の農地2筆、地目は田で、面積は合計5,053㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は兼業による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は所有権移転。
権利の設定時期は農業委員会の許可日以降で権利の存続期間は永年。土地の対価は1,768,550円で350,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、12・13ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年11月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。
以上で、番号2番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番 蓮沼喜久雄委員が欠席ですので、調査結果について事務局よりお願いします。

■事務局

蓮沼委員より、許可相当だと判断しました、とのことでした。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号2番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号番号2番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。事務局から連絡があります。

事務局お願いします。

■事務局

(農業者年金加入推進活動について)

■事務局長

ありがとうございました。

この件についてご質問等ございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

他に何かございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会 11 月定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 7 年 11 月 20 日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 1 番 五十嵐 大 ⑩

議事録署名委員 2 番 小椋 隆子 ⑩